

## 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

### 【事業目的】

介護保険法の理念に基づき、要介護者・要支援者、事業対象者に対し、適正な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

### 【運営方針】

1. 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った短期入所生活介護の提供に努めるものとする。
3. 事業所は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、保険者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設及び主治医との密接な連携に努めるものとする。
4. 衛生管理と感染症の予防、まん延防止に取り組む。
5. 利用者に体調、病状に急変事態が生じたときは速やかに適切な対応を行う。
6. 地域住民又はボランティア団体等との連携や協力を行い地域との交流に努める。
7. 非常災害時には、関係機関又は地域住民と連携し避難や救助を行う。
8. 事業所は、身体拘束廃止に向けて取り組む。
9. 事業所は、ハラスメント対策に取り組む。

### 【事業者の概要】

事業者名	ショートステイ ウェルネス中条
法人名	社会福祉法人 板額の里
所在地	胎内市表町6番17-12号
県指定年月日	平成19年3月1日 [新潟県 第1572500328号]
利用定員	20名 (1ユニット10名 2ユニット)
電話番号	0254-43-6062
営業日	年中無休
受付時間	午前8時30分～午後5時30分

### 【職員の職種、員数及び職務の内容】

- (1) 管理者 1人  
管理者は、所属職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に新潟県条例で定められている運営基準を遵守させるために指揮命令を行う。
- (2) 医師 1人以上 (嘱託)  
利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。
- (3) 相談員 1人以上  
利用者及び家族の相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。
- (4) 看護職員 1人以上  
医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、保健及び事業所の衛生管理等の業務を行う。  
利用者の健康チェックに関すること。
- (5) 介護職員 7人以上  
利用者の介護、自立的な日常生活を営むために支援等を行う。

(6) 機能訓練指導員 1人以上

利用者が心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(7) 管理栄養士 1人以上

利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理を行う。

【提供するサービスの内容】

個別サービス計画書に基づき、以下のサービスを提供します。

サービス名	内 容
送 迎	ご自宅から事業所までの送迎を行う。
健康チェック	ご利用日には健康チェック（血圧、体温、脈等）を行う。
余 暇 活 動	趣味、教養娯楽に係る活動を行う。
食 事	日々の栄養並びに利用者の身体状況を考慮した食事を提供する。 更に季節に合わせた行事食を提供する。
入 浴	利用者の希望や身体状況に応じた浴槽で入浴を提供する。
日常生活の援助	認知症の症状等利用者の心身の状態を踏まえて、日常生活を援助する。
生 活 相 談	ご家庭での介護はもちろん、それ以外の日常生活に関するご相談にも応じる。

【利用料金等】

別紙「ウエルネス中条 料金表」の通り

- ・ 厚生労働大臣・胎内市長が定めた告示上の基準額とし、事業所が法定代理受理サービスを提供した際には、利用者から利用料の1割の額の支払いとする。
- ・ 限度額を超えてサービスを利用される場合は、利用料の全額が利用者の負担となる。
- ・ 介護保険からの給付に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更する。
- ・ 「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は提示する。認定証の中に記載されてある負担限度額の範囲内の自己負担となる。

【サービス利用にあたっての留意事項】

(1)

項 目	留 意 事 項
面 会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 午前8時30分～午後5時30分まで、事前予約が必要。</li><li>・ 感染症の感染拡大状況によっては、面会を制限する。</li></ul>
居室・設備・器具の利用	本来の用法に従って利用する。これに反した利用によって破損等が生じた場合は弁償してもらう場合がある。
所持品の持ち込み	所持品は日常生活用品のみとする。危険物、貴重品は持ち込まない。
迷惑行為等	当事業所の職員や他の利用者に対し、ハラスメント行為、迷惑を及ぼす勧誘活動（政治活動、宗教活動、営利活動）を行うことはできない。
利用の変更・中止	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 健康チェックで異常がある場合や健康状態がすぐれない場合には、サービスの中止または内容を変更することがある。</li><li>・ 本人や家族が感染症に罹患した場合、感染拡大やまん延を防止するために、サービスの受け入れを断ることがある。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の都合により利用日の中止や変更ができる。その場合、利用日の前日までに連絡を入れる。</li> </ul>
--	--

**(2)利用の中止、変更、追加**

- ・ 利用予定期間の前に、利用者の希望により、利用の中止、変更及び追加をすることができる。この場合には、サービスの実施予定日の前日までに申し出る。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をなされた場合、取消料をお支払いいただく場合がある。
- ・ サービス利用の変更・追加の申出に対し、事業所の稼動状況等により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができないことがある。この場合、あらためて協議させていただく。
- ・ 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができる。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただく。

**【通常の送迎の実施地域】**

胎内市、新発田市、村上市、関川村、阿賀野市、新潟市

**【事故、緊急時の対応方法】**

- ・ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、保険者、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者若しくは地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ・ 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- ・ 利用者に体調や病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに家族やかかりつけ医、担当の介護支援専門員等に連絡し適切な対応をする。
- ・ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

**【身体拘束・虐待の禁止】**

- ・ 利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限しないものとする。
- ・ 利用者が他者から不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれる状態に置かれないようにする。

**【ハラスメントの禁止】**

職員や他の利用者に対して、下記のような事案の発生により、適切なサービスを提供できない状況になった場合は、契約を解除させていただくことがある。

- ・ 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為。
- ・ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
- ・ 不快にさせる性的言動・好意的態度の要求・性的ないやがらせ行為（セクシャルハラスメント）、妊娠した職員に対するいやがらせ（マタニティハラスメント）、利用者や家族の優位性を盾に悪質な要求やクレーム、理不尽な中傷（カスタマーハラスメント）。
- ・ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音を無断で SNS 等に掲載すること。

**【衛生管理と感染症の予防及びまん延防止】**

- ・ 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水の衛生管理に努める。
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する。
- ・ 「感染症対策委員会」を設置し定期的を開催する。

**【個人情報の使用】**

利用者及びその家族の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲で使用する。なお、その際の同意については、本重要事項説明書の説明をもって同意したものとする。

(1)使用する目的

- ・ 利用者に関わる居宅サービス計画及び短期入所生活介護計画、介護予防短期入所生活介護計画を立案するためのサービス担当者会議での情報提供。
- ・ 介護支援専門員と居宅サービス計画等に位置づけられたサービス事業所、主治医、保険者との連絡調整において必要になった場合。

(2)使用にあたっての条件

- ・ 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外に漏洩することのないよう、細心の注意を払う。
- ・ 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録しておく。

【秘密保持】

職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らさない。

【非常災害対策】

自然災害・火災・その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を計り、利用者の安全について万全を期す。防災訓練として、年2回以上の避難訓練を実施する。その訓練に当たっては、地域の住民の参加が得られるように連携に努める。

【地域との連携】

- ・ 事業の運営に当たっては、地域住民又はボランティア団体との連携や協力を行い、地域との交流努める。

【協力医療機関】

中条中央病院	胎内市西本町 12-1	電話 0254-44-8800
わたなべ医院	胎内市新栄町 2-37	電話 0254-43-5955

【苦情の受付】

(1) 苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けている

- ① 窓口設置場所 胎内市表町 6 番 17-12 号  
ウエルネス中条 事務室  
電話番号 0254-43-6062 (相談、苦情処理専用番号)  
090-3098-9281 (携帯電話)
- ② 窓口開設時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
- ③ 受付担当者 藤原 紗佳 (副施設長)
- ④ 苦情処理責任者 石山 京子 (施設長)
- ⑤ 第三者委員 熊倉 孝直 (連絡先 0254-43-5584)  
阿彦 明子 (連絡先 0254-43-5544)
- ⑥ その他 午後 5 時 30 分以降についても、携帯電話により対応する  
受付担当者に限らずどの職員でも受付可

(2) 行政機関その他苦情受付機関

胎内市介護保険係	電話 0524-43-6111 (市役所)
新発田市介護保険係	電話 0254-28-9201 (市役所)
村上市介護保険係	電話 0254-53-2111 (市役所)
関川村介護保険係	電話 0254-64-1441 (役場)
新潟県国民健康保険団体連合会	電話 025-285-3022

\*他、それぞれの市町村の市役所、役場

【第三者評価について】

実施の有無	有 無	直近の実施年月日	
評価機関の名称		評価結果の開示状況	

(事業者)

所在地 胎内市表町6番17-12号  
 事業所名 ショートステイ ウエルネス中条  
 法人名 社会福祉法人 板額の里  
 代表者 理事長 平川 啓一

説明担当者 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

(利用者) 私は、本重要事項説明書の説明内容について同意する。

(利用者住所) \_\_\_\_\_

(利用者氏名) \_\_\_\_\_

(代理人) 私は、利用者本人の意思を確認の上、本人に代わり署名を行う。

(代理人住所) \_\_\_\_\_

(代理人氏名と続柄) \_\_\_\_\_ ( )